

県北家畜衛生通信

第62号

令和2年2月

岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会



目次

侵入阻止！CSF（豚熱）・ASF（アフリカ豚熱）～その3～	1
鳥インフルエンザ ～今シーズンの状況～	2
2019年 監視伝染病発生状況	3
死亡牛届出のご提出をお願いします	3
定期報告書を提出しましょう！	4
岩手県北家畜衛生協議会からのお知らせ	4

侵入阻止！CSF（豚熱）・ASF（アフリカ豚熱）～その3～

1月に沖縄県で発生したCSFの原因ウイルスは、遺伝子解析の結果、岐阜県のイノシシから検出されたものと近縁であり、海外からの新たな侵入は否定されました。沖縄県の初発農場への侵入経路として、**加熱が不十分な豚肉製品を含む食品残渣**の給与が疑われており、同農場から**人、車、野生動物等を介して近隣の養豚場に拡散**した可能性が考えられています。

また本州では、**連日、CSFウイルスに感染した野生イノシシが確認**されています。

侵入防止対策を今一度見直してください

- 衛生管理区域に入場する人・車両・持込物品を限定のうえ消毒
- 豚舎ごとに専用長靴を設置し消毒
- 豚舎の戸締りを徹底し、ネズミを定期的に駆除
- 食品残渣飼料の確実な加熱と確認
- 紙袋飼料の野生動物による食害防止
- と畜場等の共用施設利用後の車両は徹底消毒し防疫期間をおいてから入場
- 異状発見時の家畜保健衛生所への早期通報について、作業者全員で共有



国内の主な動き（令和元年10月以降）

- 10/25 豚へのCSFワクチン接種開始（感染イノシシが確認された県）
- 12/10 野生イノシシへの経口ワクチンの空中散布開始
- 12/24 感染イノシシ確認県の周辺県でも豚へのCSFワクチン接種開始
- 1/8 沖縄県の養豚場で疑似患畜確認（国内52例目）
- 2/5 「豚コレラ」→「豚熱」
「アフリカ豚コレラ」→「アフリカ豚熱」に日本語名称を変更

鳥インフルエンザ ～今シーズンの状況～

2月10日現在、今シーズンの家きんでの本病発生はありませんが、野鳥由来の検体からは散発的に低病原性のウイルスが検出されています。また、中国では高病原性ウイルス（H5N1・H5N6）、ドイツでは高病原性ウイルス（H5N8）による家きん発生事例が報告されたところです。

引き続き、自農場への本病侵入防止対策の徹底をお願いします。

今シーズン野鳥検体におけるウイルス検出事例

公表日	回収場所	検体	ウイルス型 [°]
R1.12.13	島根県	糞便	H5N2 ^低
R1.12.9	奈良県	糞便	H5N3 ^低
R1.12.4	栃木県	糞便	H5N3 ^低
R1.11.28	愛媛県	糞便	H7N7 ^低

糞便から検出されたウイルスは全て低病原性でした。

なお、死亡野鳥からは2事例報告がありましたが、何れも遺伝子のみでの検出で、生きたウイルスの検出はありませんでした。

岩手県内では1月末現在、24件30羽の死亡野鳥を検査し、全て陰性でした。

国内の家きんにおける発生状況

※国内79年ぶりの発生

シーズン等	ウイルス型 [°]	家きん種名	発生状況
H29-30	H5N6	鶏	1県1農場、9.1万羽
H28-29	H5N6	鶏、アヒル(ワタニ鴨)	9道県13農場、166.9万羽
H26-27	H5N8	鶏	4県6農場、35万羽
H25-26	H5N8	鶏	1県2農場、11万羽
H22-23	H5N1	鶏	9県24農場、185万羽
H20-21	H7N6 ^{弱毒}	うずら	1県7農場、159万羽
H18-19	H5N1	鶏	2県4農場、17万羽
H17.6	H5N2 ^{弱毒}	鶏	2県41農場、578万羽
H15-16 [*]	H5N1	鶏	3府県4農場、17万羽

本病発生時には、発生農場の他に周辺農場に対しても手当金等が支払われる場合があります。日頃から各種伝票の整理をしておきましょう。参照：家伝法第58～60条

2019年 監視伝染病発生状況

当所管内における2019年(平成31年、令和元年)の監視伝染病の発生状況は以下の表のとおりでした。各疾病について簡単に解説します。

監視伝染病の発生頭数

疾病名	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	合計
ヨーネ病			1	8	9
牛白血病	5	3	2	1	11
牛ウレミア性下痢・ 粘膜病(BVD)		4	3	2	9

【ヨーネ病発症牛】
重度の削瘦が見られます。



◆ ヨーネ病

頑固な下痢を主症状とする病気で、治療法・ワクチンはありません。患畜が摘発された場合、法律に基づき殺処分となります。外部から牛を導入した際の検査や、当所が行う定期検査により清浄性(陰性であることを)確認します。

◆ 牛白血病

血液中の細胞などに含まれるウイルスが、アブなどの吸血昆虫を介して広がる病気です。血液検査(抗体検査)によって陽性・陰性の牛を分離して飼うことが主な対策法です。

◆ BVD

妊娠牛にウイルスが感染することで、ウイルスをまん延させる「持続感染牛」が生まれることが主に問題となる病気です。

今年度、県北地域で多くの発生が確認されました。ワクチンの接種により予防可能な病気です。獣医師に相談のうえ、適切にワクチン接種を行い、予防しましょう。

死亡牛届出のご提出をお願いします

平成31年4月1日からBSE検査の対象となる死亡牛の月齢が下記の通り変更されました。BSE検査対象の死亡牛を検案した獣医師は、死亡牛届出の提出をお願いします。

飼養者の方は、改めてBSE検査対象をご確認の上、速やかにかかりつけ獣医師による、死亡牛の検案を受けましょう。

引き続き、円滑なBSE検査にご協力をお願いいたします。

〈平成31年4月1日 変更後〉

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			変更箇所
起立不能牛・監視伝染病牛			検査対象
特定症状牛			

〈死亡牛届出の報告〉

○当所への報告はFAXの他、下記のアドレスよりPC/スマートフォンでも報告できます。

【アドレス：<https://s-kantan.com/pref-iwate-u/>】

○ご不明な点がございましたら、当所までご連絡ください。

定期報告書を提出しましょう！

家畜伝染病予防法により、**定期報告の提出が義務**となっています。
家畜を飼養している方は必ずご提出ください。

提出する内容

令和2年2月1日現在の状況を記載
願います。
「定期報告書」の様式(牛)が
わかりやすくなりました！

具体例を示す
イラストが
入りました！

提出窓口

- ① 県北家畜保健衛生所
(持参、郵送、FAX)
- ② 市町村、JAの畜産担当窓口
(持参)

提出期限

家畜(牛、豚、馬、羊、山羊など)
→令和2年4月15日
家きん(鶏、きじなど)
→令和2年6月15日

2. 衛生管理区域（農場内に病源体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。）の設定

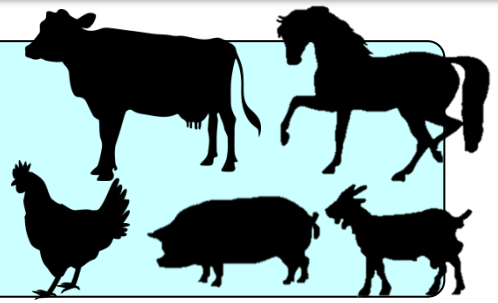
① 衛生管理区域を設定している。		
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。		

① 衛生管理区域には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等が含まれます。
② 衛生管理区域は柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしましょう。

3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。		
② 衛生管理区域に入りする車両の消毒をしている。		

② 牧野や市場など、牛や人が多く集まる場所から帰るときは、乗り入れた車の足回りを洗浄・消毒してから戻りましょう。石灰帯を通行することも有効です。



岩手県北家畜衛生協議会からのお知らせ

4月1日から、ワクチンの金額が変わります。接種予定の方は、ご注意ください。

変更の一例(予定)

ワクチン名	令和元年度	令和2年度
アカバネ病	1,920円	1,960円
牛五種混合(生)	2,080円	2,120円
豚丹毒(生)	164円	167円

詳細は
正式決定の後に
お知らせします

《発行元・問い合わせ先》

岩手県県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX：0195(49)3008

電話：0195(49)3040